7　関係者相互の連携及び協力
　国、地方公共団体、都市農業を営む者その他の関係者は、都市農業の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとすることとした。（第七条関係）
8　法制上の措置等
　政府は、都市農業の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第八条関係）
9　都市農業振興基本計画
　政府は、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画を定めなければならないこととした。（第九条関係）
10　地方計画
　地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならないこととした。（第一〇条関係）
11　都市農業の農産物を供給する機能の向上並びに都市農業の担い手の育成及び確保
　国及び地方公共団体は、都市農業の有する農産物を供給する機能の向上並びに都市農業の担い手の育成及び確保を図るため、必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一一条関係）
12　都市農業の防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮
　国及び地方公共団体は、都市農業の有する都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能が的確に発揮されるよう、必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一二条関係）
13　的確な土地利用に関する計画の策定等のための施策
　国及び地方公共団体は、都市農業のための利用が継続される土地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成を図るため、都市農業のための利用が継続される土地に関し、的確な土地利用に関する計画が策定され、及びこれに基づき土地利用の規制その他の措置が実施されるために必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一三条関係）
14　税制上の措置
　国及び地方公共団体は、土地利用に関する計画及びこれに基づく措置を踏まえ、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業のための利用が継続される土地に関し、必要な税制上の措置を講ずるものとすることとした。（第一四条関係）
15　都市農業により生産された農産物の地元における消費の促進
　国及び地方公共団体は、都市農業により生産された農産物を地元において消費する地産地消の促進を図るため、必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一五条関係）
16　農作業を体験することができる環境の整備等
　国及び地方公共団体は、都市農業の有する都市住民が身近に農作業に親しむことができる場等を提供する機能が発揮されるようにする等のため、必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一六条関係）
17　学校教育における農作業の体験の機会の充実等
　国及び地方公共団体は、教育を目的とする都市農業の活用の推進に当たっては、特に学校教育において、食及び食を支える人々の活動に対する児童及び生徒の理解が深まるよう、農作業の体験及び都市農業を営む者との交流の機会その他農業に関する学習の機会を充実させるようにするものとすることとした。（第一七条関係）
18　国民の理解と関心の増進
　国及び地方公共団体は、都市住民をはじめとする国民の都市農業に対する理解と関心を深めるよう、必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一八条関係）
19　都市住民による農業に関する知識及び技術の習得の促進等
　国及び地方公共団体は、都市農業に関心を有する都市住民が都市農業の振興に係る多様な取組に積極的に参加することができるよう、必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一九条関係）
20　調査研究の推進
　国及び地方公共団体は、都市農業の振興に関し、必要な調査研究を推進するものとすることとした。（第二〇条関係）
21　連携協力による施策の推進
　農林水産大臣及び国土交通大臣は、11から20までの施策が適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間の緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る都市農業の振興に関する施策を推進しなければならないこととした。（第二一条関係）
22　施行期日等
　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二一六号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額等を改定することとした。（別表第一及び第二関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとし、改正後の別表第一の規定については平成二七年四月一日から適用することとした。

◇外国の国名の表記の整理のための関係政令の一部を改正する政令（政令第二一七号）（外務省）

1　関係政令における外国の国名の表記について所要の規定の整理を行うこととした。
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇社会資本整備審議会令の一部を改正する政令（政令第二一八号）（国土交通省）

1　都市計画・歴史的風土分科会の所掌事務に都市農業振興基本法の規定により社会資本整備審議会の権限に属させられた事項を処理することを追加することとした。（本則関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第二一九号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加することとした。（別表関係）
2　この政令は、平成二七年四月二九日から施行することとした。